

Ashiya information

お知らせ

みんなの声でやさしいまちをつくる 「あしやオープンテーブル」開催



芦屋市では、誰もが暮らしやすい「やさしいまち」を目指して、地域福祉計画をつくっています。そのためには、地域の皆さんの声が大切です。ゲームやワークショップを通じて話し合う場「オープンテーブル」を開催します。「こんなまちになったらいいな」を、ぜひ聞かせてください。〈全3回〉

【第1回 ゲームで体験!地域の支え合いってなんだろう?】地域の“困ったこと”をどう解決していくか、ゲームを通して疑似体験します。

■日時 9月27日(土)午前10時～正午

■会場 リードあしや1階 オープンスペース

【第2回 “わたしのまち”の特徴って?みんなで語り合おう】芦屋市のいいところやこうだったらいいのになというところを参加者でワイワイおしゃべりします。

■日時 10月25日(土)午後1時30分～3時30分

■会場 うちぶん(打出教育文化センター)

【第3回 未来の芦屋を想像しよう!～“20年後、こんなまちだったらいいな”をカタチに～】みんなで理想のまちの姿を描きながら、そのための取り組みを話し合います。

■日時 11月29日(土)午前10時～正午

■会場 福祉センター3階 多目的ホール

■対象 市内在住・在学・在勤者40人程度

■申し込み 9月12日(金)までに申込フォームから



申込フォーム

■問い合わせ 地域福祉課 ☎38-2153

交際費を自主公開します

市長・教育長・消防長・市議会の交際費(支出年月日・金額・種別・支出相手等)を自主公開します(病気見舞いに関する個人名は非公開)。複写は1枚10円

■公開開始日

【4月～6月分】7月31日(木)～

【7月～9月分】10月31日(金)～

【10月～12月分】令和8年1月30日(金)～

【1月～3月分】令和8年4月30日(木)～

※受け付けは、平日の午前9時～午後5時(正午～午後0時45分を除く)

■申し込み 「市交際費自主公開資料閲覧票」に

広報あしや 2025.8

必要事項を記入し、各担当へ。

■公開場所&問い合わせ

【市長交際費】秘書・広報課 ☎38-2000

【教育長交際費】教育委員会管理課 ☎38-2085

【消防長交際費】消防本部総務課 ☎38-2095

【議会交際費】市議会事務局総務課 ☎38-2001

申請・届け出

令和7年度 芦屋市物価高騰 重点支援給付金(不足額給付)

物価高騰により厳しい状況にある方への支援として昨年度の当初調整給付(定額減税しきれないと見込まれた方への給付)に不足があった場合、追加で給付を行います。



ホームページ

※詳細はホームページへ▲

■対象&内容 〈不足額給付①〉昨年の給付額と本来給付すべき給付額に差があった方に、不足分を1万円単位で追加支給します。

〈不足額給付②〉本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に1人あたり原則4万円(個々の状況により1万～3万円の間で変動あり)を支給します。

※定額減税しきれている方、合計所得金額が1,805万円を超える方は不足額給付①・②ともに対象外です。

■通知発送 7月末以降、対象の方へ給付に関する案内を順次発送しています。

■申し込み 申請期限は10月31日(金)です。書類が届いていない方で不足額給付②の要件を満たす場合は、申請書を送付しますのでコールセンターへご連絡ください。

※詳細はホームページへ

■問い合わせ 地域福祉課臨時給付金等担当(コールセンター) ☎38-2053(平日・午前9時～午後5時) / 〒659-8501 住所不要

給付金に便乗した詐欺に

ご注意ください!

ひとり親世帯への 生活支援給付金



ホームページ

■対象 市から令和6年12月分の児童扶養手当の支給があった世帯
※対象者には3月下旬にお知らせを送付しています。

■給付額 対象児童1人あたり2万円

■申請 8月29日(金)までにホームページの芦屋市電子申請システムより申請してください。

■問い合わせ こども政策課 ☎38-2045

児童手当の支給



6・7月分の児童手当を8月15日(金)に指定の口座に振り込みます。



ホームページ

■対象 児童手当受給者

■問い合わせ こども政策課 ☎38-2117

児童扶養手当現況届の提出を

児童扶養手当現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当受給資格者の人は、次の書類を提出してください。11月分以降の手当の支給に必要です。

◆現況届(7月下旬に送付)

◆一部支給停止適用除外事由届出書(対象者には6月に送付済み)

■提出期間 8月1日～30日

【児童扶養手当とは】

父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を養育している人に支給します。父または母に重度の障がいがある場合等にも支給されます(所得制限あり)。

■支給期間 18歳になった後の3月31日まで

■問い合わせ こども政策課 ☎38-2045

特別児童扶養手当 所得状況届の提出を

7月下旬に特別児童扶養手当受給資格者に所得状況届を送付しています。ご確認の上、提出期間内に障がい福祉課へ提出してください。

■提出期間 8月1日～19日

【特別児童扶養手当とは】

身体または精神に重度・中度障がいのある(軽度障がいは除く)児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を養育している人に支給される手当です(所得制限あり)。

■月額手当 56,800円(重度障がい児)・37,830円(中度障がい児)

■問い合わせ 障がい福祉課 ☎38-2043

募 集

市営住宅等入居希望者の登録受付

■登録資格【複数世帯】次のすべてに当てはまる人
①申し込み本人が市内に1年以上住民登録し居住、または継続して2年以上市内在勤②世帯